

第358次結社の自由委員会報告書（抄）
（第2304号案件）

（厚生労働省国際課仮訳）

【委員会からの指摘部分のみ抜粋（イントロダクション部分）】

パラグラフ62

委員会は、政府及び申立人から提供された情報に留意する。浦和電車区事件に関して、委員会は、2009年6月5日に東京高裁が下級審の判断を支持し、被告人の控訴を棄却したこと及び同日被告人7名が最高裁に上告したことに留意する。委員会は、合法的な組合活動の枠組みにおける表現の自由の原則の重要性を想起し、この事案（浦和電車区事件）が審理される際には、結社の自由の原則が念頭に置かれるであろうという期待を再度表明する。委員会は、政府に対し、最高裁判決が言い渡された際には速やかにその写しを提供するよう要請する。

パラグラフ63

委員会は、2007年8月にJR東日本によって解雇された6人の被告が行った、賃金の支払と社宅への居住を求めた申立が、2009年2月13日に東京地裁に却下されたことに留意する。さらに、申立人によると、6人の被告がJR東日本による雇用継続を求める民事裁判を提訴し、控訴審判決の後に、2回の予備的検討が行われていることに留意し、委員会は、政府に対し、本件（JR東日本の解雇事件）の進捗状況の情報提供を継続して行うとともに、近く下されると予想される裁判所の判決についての情報を提供するよう要請する。31枚の紙を盗んだことについての有罪判決に対する被告人の上告を最高裁が棄却したことに関し、委員会はこの判決が明白に厳しい内容であることに懸念を表明し、政府に対し、この件についての意見の送付及び2010年9月22日付けの申立人の文書にある残りの主張に対する回答を求める。